

○田川地区清掃施設組合職員の退職手当に関する条例施行規則

令和2年3月27日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、田川地区清掃施設組合職員の退職手当に関する条例（令和元年条例第7号）（以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、退職手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 田川地区清掃施設組合職員の退職手当については、田川市職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和28年規則第6号）の既定の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。